

法務省民商第3495号

平成16年12月16日

法務局長殿
地方法務局長殿

法務省民事局長

破産法等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）

破産法（平成16年法律第75号）、破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第76号）、破産規則（平成16年最高裁判所規則第14号）及び商業登記規則等の一部を改正する省令（平成16年法務省令第89号。以下「改正省令」という。）が平成17年1月1日から施行されることとなりましたが、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは破産法を、「整備法」とあるのは破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を、「規則」とあるのは破産規則を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「商登規」とあるのは商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）を、「法登規」とあるのは法人登記規則（昭和39年法務省令第46号）を、「特登規」とあるのは特定目的会社登記規則（平成10年法務省令37号）を、「投登規」とあるのは投資法人登記規則（平成10年法務省令第51号）をいい、引用する条文は、特に「旧」の文字を冠したものと除き、いずれも改正後のものです。

記

第1 破産手続に関する登記

1 保全管理命令の登記

(1) 保全管理命令

ア 裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、債務者（法人である場合に限る。以下同じ。）の財産の管理及び処分が失当であるとき、その他債務者の財産の確保のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に關し、保全管理人による管理を命ずる処分（以下「保全管理命令」という。）をすることができ、その場合には、裁判所は、当該保全管理命令において、一人

04.12.28

1610



又は数人の保全管理人を選任しなければならぬとされた（法第91条第1項、第2項）。

イ 法人も、保全管理人となることができるとされた（法第96条第1項、第74条第2項）。

ウ 保全管理人が数人あるときは、共同してその職務を行うが、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができるとされた（法第96条第1項、第76条第1項）。

エ 保全管理命令が発せられたときは、債務者の財産の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属するとされた（法第93条第1項本文）。

（2）登記の嘱託

ア 保全管理命令の登記

債務者について保全管理命令が発せられたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、保全管理命令の登記を債務者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならないとされた（法第257条第4項）。

保全管理命令の登記において登記すべき事項は、次に掲げる事項とされた（法第257条第5項）。

（ア）保全管理人の氏名又は名称及び住所

（イ）保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて（1）のウの許可があったときは、その旨

（ウ）保全管理人が職務を分掌することについて（1）のウの許可があったときは、その旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容

保全管理命令の登記の嘱託書には、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた（規則第78条の表第3項）。

（ア）保全管理命令の裁判書の謄本

（イ）保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することについて（1）のウの許可があったときは、当該許可の決定の裁判書の謄本

イ 保全管理命令の変更若しくは取消し又は保全管理命令の登記の登記事項の変更の登記

保全管理命令の変更若しくは取消しがあった場合又は保全管理命令の登記の登記事項に変更が生じた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、その旨の登記を債務者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならないとされた（法第257条第6項、第4項）。

保全管理命令の変更若しくは取消し又は保全管理命令の登記の登記事項の変更の登記（特定の保全管理人について、その氏名若しくは名称又は住所の変更があった場合の登記を除く。）の嘱託書には、次に掲げる書面を添付しなければなら

ないとされた（規則第78条の表第4項）。

(ア) 保全管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定があったときは、当該決定の裁判書の謄本

(イ) 保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することについて(1)のウの許可があったときは、当該許可の決定の裁判書の謄本

(ウ) (1)のウの許可を変更し、又は取り消す旨の決定があったときは、当該決定の裁判書の謄本

なお、特定の保全管理人について、その氏名若しくは名称又は住所の変更があった場合の登記の嘱託書には、これらの事項の変更を証する書面の添付を要しない。

ウ ア及びイの登記については、登録免許税を課さないとされた（法第261条）。

(3) 登記の記載

ア 保全管理命令の登記の記載は、別紙記載例1による（商登規第120条第1項第2号参照）。

イ 登記事務を電子情報処理組織により取り扱う登記所においては、保全管理命令の登記は、破産者が合名会社又は合資会社である場合には社員区に記録し（商登規第102条、別表第5、第6）、破産者が株式会社、有限会社又は特定目的会社その他の法人である場合には役員区に記録しなければならない（商登規第102条、別表第7、第8、法登規第10条、特登規第5条、投登規第5条）。

ウ 保全管理命令の変更若しくは取消し又は保全管理命令の登記の登記事項の変更の登記の記載は、別紙記載例2による。

2 破産手続開始の登記

(1) 破産手続開始の決定

ア 裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実（法第15条、第16条参照）があると認めるときは、法第30条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする（法第30条第1項）と同時に、一人又は数人の破産管財人を選任しなければならぬとされた（法第31条）。

イ 法人も、破産管財人となることができるとされた（法第74条第2項）。

ウ 破産管財人が数人あるときは、共同してその職務を行うが、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができるとされた（法第76条第1項）。

エ 破産手続開始の決定があった場合には、破産財団（法第34条参照）に属する財産の管理及び処分をする権利は、破産管財人に専属するとされた（法第78条第1項）。

オ 破産手続開始の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるとされた（法第33条第1項）。当該開始決定をした裁判所が抗告を理由あるものと認めて当該開始決定を更正し（法第13条、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第333条）、又は抗告裁判所が当該開始決定を取り消し、これらの決定が確定した場合には、破産手続開始の決定は、さかのぼって効力を失う。

（2）登記の嘱託

ア 破産手続開始の登記

債務者について破産手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、破産手続開始の登記を当該破産者（債務者であつて、法第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされているものをいう（法第2条第4項）。以下同じ。）の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならないとされた（法第257条第1項）。

破産手続開始の登記において登記すべき事項は、次に掲げる事項とされた（法第257条第2項）。

（ア）破産管財人の氏名又は名称及び住所

（イ）破産管財人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて（1）のウの許可があつたときは、その旨

（ウ）破産管財人が職務を分掌することについて（1）のウの許可があつたときは、その旨及び各破産管財人が分掌する職務の内容

破産手続開始の登記の嘱託書には、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた（規則第78条の表第1項）。

（ア）破産手続開始の決定の裁判書の謄本

（イ）破産管財人がそれぞれ単独にその職務を行ひ、又は職務を分掌することについて（1）のウの許可があつたときは、当該許可の決定の裁判書の謄本

イ 破産手続開始の登記の登記事項の変更の登記

破産手続開始の登記の登記事項に変更が生じた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、その旨の登記を当該破産者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならないとされた（法第257条第3項、第1項）。

破産手続開始の登記の登記事項の変更の登記（特定の破産管財人について、その氏名若しくは名称又は住所の変更があつた場合の登記を除く。）の嘱託書には、法第257条第2項に規定する事項を変更する旨の決定の裁判書の謄本を添付しなければならないとされた（規則第78条の表第2項）。

なお、特定の破産管財人について、その氏名若しくは名称又は住所の変更があつた場合の登記の嘱託書には、これらの事項の変更を証する書面の添付を要しない。

ウ 破産手続開始の決定の取消しの登記

破産手続開始の決定に対する即時抗告があった場合において、破産手続開始の決定の取消しの決定が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、その旨の登記を当該破産者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならないとされた（法第257条第7項、第1項）。

破産手続開始の決定の取消しの決定が確定したときの登記の嘱託書には、破産手続開始の決定を取り消す決定の裁判書の謄本を添付しなければならないとされた（規則第78条の表第5項）。

エ アからウまでの登記については、登録免許税を課さないとされた（法第261条）。

(3) 登記の記載

ア 破産手続開始の登記

破産手続開始の登記の記載は、別紙記載例3による。この場合には、取締役及び代表取締役の登記を朱抹しない。

登記官は、破産手続開始の登記をしたときは、保全管理命令の登記を朱抹しなければならないとされた（商登規第120条第2項第1号）。また、破産手続開始の決定が商法（明治32年法律第48号）第402条の規定によるときは整理開始の登記を、破産手続開始の決定が商法第455条の規定によるときは特別清算開始の登記を、それぞれ朱抹しなければならないとされた（商登規第88条第3号、第91条第3号）。

イ 破産手続開始の登記事項の変更の登記の記載は、別紙記載例4による。

ウ 破産手続開始の決定の取消しの登記の記載は、別紙記載例5による。

登記官は、破産手続開始の決定の取消しの登記をする場合には、破産手続開始の登記及び破産管財人に関する登記を朱抹しなければならないとされた（商登規第120条第2項第2号）。

エ 登記事務を電子情報処理組織により取り扱う登記所においては、アからウまでの登記は、破産者が合名会社、合資会社、株式会社、有限会社又は特定目的会社（以下「会社」という。）である場合には会社状態区に記録し（商登規第102条、別表第5から第8まで、特登規第5条）、破産者がその他の法人である場合には法人状態区に記録しなければならない（法登規第10条、投登規第5条）。ただし、破産管財人に関する登記は、社員区又は役員区に記録しなければならない（商登規第120条第1項、第116条、法登規第9条、特登規第4条、投登規第4条）。

3 破産手続廃止の登記

(1) 破産手続の廃止

ア 裁判所は、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるときは、破産手続開始の決定と同時に、破産手続廃止の決定をしなければならないとされた（法第216条第1項）。

イ 裁判所は、破産手続開始の決定があった後、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるときは、破産管財人の申立てにより又は職権で、破産手続廃止の決定をしなければならないとされた（法第217条第1項）。

ウ 裁判所は、破産手続の廃止について債権届出期間内に届出をした破産債権者の全員の同意を得ていることその他の法第218条第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当する破産者の申立てがあった場合には、破産手続廃止の決定をしなければならないとされた（法第218条第1項）。この場合において、申立てをする破産者が社団法人であるときは定款の変更に関する規定に従い、財団法人であるときは主務官庁の認可を得て、あらかじめ、当該法人を継続する手続をしなければならないとされた（法第219条第1項）。

（2）登記の嘱託

ア 破産者について破産手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、破産手続廃止の登記を当該破産者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならないとされた（法第257条第7項、第1項）。

イ 破産手続廃止の登記の嘱託書には、破産手続廃止の決定の裁判書の謄本を添付してしなければならないとされた（規則第78条の表第5項）。

ウ 破産手続廃止の登記については、登録免許税を課さないとされた（法第261条）。

（3）登記の記載

ア 破産手続廃止の登記の記載は、別紙記載例6による。

イ 登記官は、（1）のア又はイの決定により破産手続廃止の登記をしたときは、登記用紙を閉鎖しなければならないとされた（商登規第120条第3項第2号）。

ウ 登記官は、（1）のウの決定により破産手続廃止の登記をしたときは、破産管財人に関する登記を朱抹しなければならないとされた（商登規第120条第2項第3号）。

エ 登記事務を電子情報処理組織により取り扱う登記所においては、破産手続廃止の登記は、破産者が会社である場合には会社状態区に記録し（商登規第102条、別表第5から第8まで、特登規第5条）、破産者がその他の法人である場合には法人状態区に記録しなければならない（法登規第10条、投登規第5条）。

4 破産手続終結の登記

（1）破産手続終結の決定

裁判所は、最後配当、簡易配当又は同意配当が終了した後、法第88条第4項の

債権者集会が終結したとき、又は法第89条第2項に規定する期間が経過したときは、破産手続終結の決定をしなければならぬとされた（法第220条第1項）。

(2) 登記の嘱託

ア 破産者について破産手続終結の決定があった場合には、裁判所書記官は、職權で、遅滞なく、その旨の登記を当該破産者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならぬとされた（法第257条第7項、第1項）。

破産手続終結の登記の嘱託書には、破産手続終結の決定の裁判書の謄本を添付しなければならぬとされた（規則第78条の表第5項）。

イ アの登記については、登録免許税を課さないとされた（法第261条）。

(3) 登記の記載

破産手続終結の登記の記載は、別紙記載例7による。

登記官は、破産手続終結の登記をしたときは、登記用紙を閉鎖しなければならないとされた（商登規第120条第3項第1号）。

登記事務を電子情報処理組織により取り扱う登記所においては、破産手続終結の登記は、破産者が会社である場合には会社状態区に記録し（商登規第102条、別表第5から第8まで、特登規第5条）、破産者がその他の法人である場合には法人状態区に記録しなければならない（法登規第10条、投登規第5条）。

5 その他

(1) 破産管財人及び保全管理人の印鑑の提出

法人である破産者につき選任された破産管財人又は保全管理人（これらの者が法人である場合にあっては、当該破産管財人又は保全管理人の職務を行うべき者として指名された者）は、印鑑を登記所に提出して、印鑑証明書の交付を請求することができるとされた（商登法第12条、商登規第9条、法登規第9条、特登規第4条、投登規第4条）。

(2) 強制和議の制度の廃止

法の制定により、旧法で定められていた強制和議の制度は、廃止された（旧法第290条から第346条まで）。

6 経過措置

(1) 法の施行前にされた破産の申立て又は法の施行前に職權でされた破産の宣告に係る破産事件については、なお従前の例によることとされた（法附則第3条第1項）。

(2) (1)の破産事件に係る登記については、なお従前の例によることとされた（改正省令附則第2項）。

第2 民事再生手続に関する登記

1 民事再生手続に関する登記

(1) 保全管理命令の登記

民事再生法（平成11年法律第225号）第79条第2項の規定による保全管理人が数人ある場合において、同法第83条において準用する同法第70条第1項ただし書に規定する裁判所の許可を得たときは、登記すべき事項として、次に掲げる事項が追加された（同法第11条第3項第2号）。

ア 保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて裁判所の許可があつたときは、その旨

イ 保全管理人が職務を分掌することについて裁判所の許可があつたときは、その旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容

(2) 管財人による管理命令の登記

民事再生法第64条第2項の規定による管財人が数人ある場合において、同法第70条第1項ただし書に規定する裁判所の許可を得たときは、登記すべき事項として、次に掲げる事項が追加された（同法第11条第3項第2号）。

ア 管財人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて裁判所の許可があつたときは、その旨

イ 管財人が職務を分掌することについて裁判所の許可があつたときは、その旨及び各管財人が分掌する職務の内容

(3) 登記の記載

民事再生法による保全管理命令及び管財人による管理命令の登記の記載は、別紙記載例8による。

2 新株発行による変更の登記

(1) 株式の譲渡制限がされている株式会社についての新株の発行の特例

民事再生法第154条第4項の規定により再生計画において再生債務者が株主以外の者に対する新株の発行に関する条項を定めたときは、商法第280条ノ5ノ2第1項の規定にかかわらず、株主総会の特別決議がなくても、認可された再生計画において定める種類及び数の新株を株主以外の者に対して発行することができるとした（民事再生法第183条の2第1項）。

(2) 添付書面

(1)の場合における新株の発行による変更の登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の謄本又は抄本を添付しなければならないとされた（民事再生法第183条の2第2項）。

3 経過措置

整備法の施行前にされた旧民事再生法第21条又は第209条第1項の規定による再生手続開始の申立てに係る再生事件については、なお従前の例によることとされた（整備法附則第2条第1項）。

第3 外国倒産処理手続に関する登記

1 保全管理命令の登記

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）第51条第2項の規定による保全管理人が数人ある場合において、同法第55条第1項において準用する同法第39条第1項ただし書に規定する裁判所の許可を得たときは、登記すべき事項として、次に掲げる事項が追加された（同法第9条第2項）。

- (1) 保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて裁判所の許可があつたときは、その旨
- (2) 保全管理人が職務を分掌することについて裁判所の許可があつたときは、その旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容

2 管理命令の登記

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第32条第2項の規定による承認管財人が数人ある場合において、同法第39条第1項ただし書に規定する裁判所の許可を得たときは、登記すべき事項として、次に掲げる事項が追加された（同法第9条第2項）。

- (1) 承認管財人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて裁判所の許可があつたときは、その旨
- (2) 承認管財人が職務を分掌することについて裁判所の許可があつたときは、その旨及び各承認管財人が分掌する職務の内容

3 登記の記載

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律による保全管理命令及び承認管財人による管理命令の登記の記載は、別紙記載例9による。

4 経過措置

整備法の施行前にされた旧外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第17条第1項の規定による外国倒産処理手続の承認の申立てに係る承認援助事件については、なお従前の例によることとされた（整備法附則第4条）。

第4 会社更生手続に関する登記

- 1 会社更生法（平成14年法律第154号）第30条第1項の規定による保全管理命令の登記の記載は、別紙記載例10による（商登規第83条第3号参照）。
- 2 1の記載例に抵触する平成15年3月31日付け法務省民商第936号当職通達の別紙記載例1は、この通達により変更する。

別紙記載例

1 保全管理命令の登記（法第257条第4項、第5項）

(1) 保全管理人が1名の場合

社員欄又は役員欄

破産法により下記の者による業務及び財産の管理を命ずる。	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
東京都中央区築地六丁目20番6号	平成17年 8月 8日	平成 年 月 日
保全管理人 甲野太郎	東京地方裁判所の決定	
	平成17年 8月10日登記㊞	平成 年 月 日登記

(2) 保全管理人が複数ある場合で単独職務執行の許可があった場合

社員欄又は役員欄

破産法により下記の者による業務及び財産の管理を命ずる。	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
東京都中央区築地六丁目20番6号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
保全管理人 甲野太郎	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
保全管理人甲野太郎の単独職務執行の許可	平成 年 月 日	平成 年 月 日
東京都港区芝一丁目3番4号	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
保全管理人 乙山花子	平成 年 月 日	平成 年 月 日
保全管理人乙山花子の単独職務執行の許可	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
	平成17年 8月 8日	平成 年 月 日
	東京地方裁判所の決定	
	平成17年 8月10日登記㊞	平成 年 月 日登記

(3) 保全管理人が複数ある場合で職務分掌の許可があった場合

社員欄又は役員欄

破産法により下記の者による業務及び財産の管理を命ずる。	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
東京都中央区築地六丁目20番6号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
保全管理人 甲野太郎	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
職務分掌の許可	平成 年 月 日	平成 年 月 日
1 保全管理人甲野太郎が分掌する職務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
(1) 保全管理人乙山花子が分掌する職務を除く常務	平成 年 月 日	平成 年 月 日
(2) 営業に関する事務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
2 保全管理人甲野太郎及び保全管理人乙山花子が分掌する職務を除くその他の保全管理人の事務については共同してその職務を行う。	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
東京都港区芝一丁目3番4号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
保全管理人 乙山花子	平成 年 月 登記	平成 年 月 日登記
職務分掌の許可	平成 年 月 日	平成 年 月 日
1 保全管理人乙山花子が分掌する職務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
(1) 訴訟に関する事務	平成 年 月 日	平成 年 月 日
(2) その他法的手続に関する事務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
2 保全管理人甲野太郎及び保全管理人乙山花子が分掌する職務を除くその他の保全管財人の事務について	平成17年 8月 8日	平成 年 月 日
	東京地方裁判所の決定	

いでは共同してその職務を行う。 平成17年 8月10日登記⑩ 平成 年 月 日登記

2 保全管理命令の変更等の登記（法第257条第6項）
社員欄又は役員欄

東京都中央区築地六丁目20番6号 保全管理人 甲野太郎	平成 年 月 日 平成17年 8月10日登記⑩	平成17年12月 8日 解任東京地方裁判所の決定
東京都港区芝一丁目3番4号 保全管理人 乙山花子	平成17年12月 8日 東京地方裁判所選任	平成 年 月 日 平成17年12月10日登記⑩

(注) 保全管理人の死亡（又は辞任）の場合は、原因年月日欄に「平成何年何月何日」、原因を記載すべき欄に「死亡（又は辞任）東京地方裁判所の嘱託」、登記年月日欄に「平成何年何月何日登記」と記載する。

3 破産手続開始の登記（法第257条第1項、第2項）
「その他の事項」欄

平成17年8月8日 午前10時 東京地方裁判所の破産手続開始	平成17年 8月10日登記⑩
--------------------------------	----------------

社員欄又は役員欄
(1) 破産管財人が1名の場合

東京都中央区築地六丁目20番6号 破産管財人 甲野太郎	平成 年 月 日 平成17年 8月10日登記⑩	平成 年 月 日 平成 年 月 日登記
--------------------------------	----------------------------	------------------------

(2) 破産管財人が複数ある場合で単独職務執行の許可があった場合

東京都中央区築地六丁目20番6号 破産管財人 甲野太郎	平成 年 月 日 平成 年 月 日登記	平成 年 月 日 平成 年 月 日登記
破産管財人甲野太郎の単独職務執行 の許可	平成 年 月 日 平成 年 月 日登記	平成 年 月 日 平成 年 月 日登記
東京都港区芝一丁目3番4号	平成 年 月 日 平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日

破産管財人 乙山花子	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
破産管財人乙山花子の単独職務執行の許可	平成17年 8月 8日 東京地方裁判所の決定 平成17年 8月10日登記⑩	平成 年 月 日
		平成 年 月 日登記

(3) 破産管財人が複数ある場合で職務分掌の許可があった場合

東京都中央区築地六丁目20番6号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
破産管財人 甲野太郎	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
職務分掌の許可	平成 年 月 日	平成 年 月 日
1 破産管財人甲野太郎が分掌する職務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
(1) 破産管財人乙山花子が分掌する職務を除く常務	平成 年 月 日	平成 年 月 日
(2) 営業に関する事務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
(3) 銀行取引に関する事務	平成 年 月 日	平成 年 月 日
2 破産管財人甲野太郎及び破産管財人乙山花子が分掌する職務を除くその他の破産管財人の事務については共同してその職務を行う。	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
東京都港区芝一丁目3番4号	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
破産管財人 乙山花子	平成 年 月 登記	平成 年 月 日登記
職務分掌の許可	平成 年 月 日	平成 年 月 日
1 破産管財人乙山花子が分掌する職務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
(1) 訴訟に関する事務	平成 年 月 日	平成 年 月 日

(2) 破産債権の調査及び認否		
(3) その他法的手続に関する事務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
2 破産管財人甲野太郎及び破産管 財人乙山花子が分掌する職務を除 くその他の破産管財人の事務につ いては共同してその職務を行う。	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
	平成17年 8月 8日	平成 年 月 日
	東京地方裁判所の決定	
	平成17年 8月10日登記印	平成 年 月 日登記

4 破産手続開始の登記の登記事項の変更の登記（法第257条第3項）
社員欄又は役員欄

東京都中央区築地六丁目20番6号	平成 年 月 日	平成17年12月 8日
破産管財人 甲野太郎		解任東京地方裁判所の決定
	平成17年 8月10日登記印	平成17年12月10日登記印
東京都港区芝一丁目3番4号	平成17年12月 8日	平成 年 月 日
破産管財人 乙山花子	東京地方裁判所選任	
	平成17年12月10日登記印	平成 年 月 日登記

（注）破産管財人の死亡（又は辞任）の場合は、原因年月日欄に「平成何年何月何日」、原因を記載すべき欄に「死亡（又は辞任）東京地方裁判所の嘱託」、登記年月日欄に「平成何年何月何日登記」と記載する。

5 破産手続開始の決定の取消しの登記（法第257条第7項、商登規第120条第2項第2号）
「その他の事項」欄

平成17年8月8日 午前10時 東京地方裁判所の破産手続開始	平成17年 8月10日登記印
平成18年1月24日 東京地方裁判所の破産手続開始決定取消しの決定確定	平成18年 1月27日登記印

社員欄又は役員欄

東京都中央区築地六丁目20番6号	平成 年 月 日
破産管財人 甲野太郎	
	平成17年 8月10日登記印

6 破産手続廃止の登記

(1) 破産手続開始の決定と同時にする破産手続廃止の決定の登記（法第257条第7項、第216条第1項）

「その他の事項」欄

平成17年8月8日 午前10時 東京地方裁判所の破産手続開始

平成17年8月10日登記印

平成17年9月28日 東京地方裁判所の同時破産手続廃止決定確定

平成17年9月30日登記 同日閉鎖印

(注) この登記をしたときは、登記用紙を閉鎖する（商登規第120条第3項第2号）。

(2) 破産手続開始の決定後の費用不足による破産手続廃止の決定の登記（法第257条第7項、第217条第1項）

「その他の事項」欄

平成17年8月8日 午前10時 東京地方裁判所の破産手続開始

平成17年8月10日登記印

平成18年3月28日 東京地方裁判所の費用不足による破産手続廃止決定確定

平成18年3月30日登記 同日閉鎖印

(注) この登記をしたときは、登記用紙を閉鎖する（商登規第120条第3項第2号）。

(3) 破産債権者の同意による破産手続廃止の決定（法第218条）

「その他の事項」欄

平成17年8月8日 午前10時 東京地方裁判所の破産手続開始

平成17年8月10日登記印

平成17年9月28日 東京地方裁判所の破産手続廃止決定確定

平成17年9月30日登記印

社員欄又は役員欄

東京都中央区築地六丁目20番6号	平成 年 月 日	
破産管財人 甲野太郎	平成17年8月10日登記印	
	平成 年 月 日登記	

(注) この登記をしたときは、登記用紙を閉鎖しない（法第219条参照）。

7 破産手続終結の登記（法第257条第7項、第220条）

「その他の事項」欄

平成17年8月8日 午前10時 東京地方裁判所の破産手続開始

平成17年 8月10日登記⑩

平成18年 9月28日 東京地方裁判所の破産手続終結

平成18年 9月30日登記 同日閉鎖⑩

(注) この登記をしたときは、登記用紙を閉鎖する（商登規第120条第3項第1号）。

8 民事再生法（民事再生法第11条第3項第2号、平成13年民商第768号通達）

(1) 保全管理人が複数ある場合で単独職務執行の許可があった場合

社員欄又は役員欄

民事再生法により下記の者による業務及び財産の管理を命ずる。	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
東京都中央区築地六丁目20番6号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
保全管理人 甲野太郎	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
保全管理人甲野太郎の単独職務執行の許可	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
東京都港区芝一丁目3番4号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
保全管理人 乙山花子	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
保全管理人乙山花子の単独職務執行の許可	平成17年 8月 8日	平成 年 月 日
	東京地方裁判所の決定	
	平成17年 8月10日登記⑩	平成 年 月 日登記

(2) 保全管理人が複数ある場合で職務分掌の許可があった場合

社員欄又は役員欄

民事再生法により下記の者による業務及び財産の管理を命ずる。	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
東京都中央区築地六丁目20番6号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
保全管理人 甲野太郎	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記

職務分掌の許可	平成 年 月 日	平成 年 月 日
1 保全管理人甲野太郎が分掌する職務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
(1) 保全管理人乙山花子が分掌する職務を除く常務	平成 年 月 日	平成 年 月 日
(2) 営業に関する事務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
2 保全管理人甲野太郎及び保全管理人乙山花子が分掌する職務を除くその他の保全管理人の事務については共同してその職務を行う。	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
東京都港区芝一丁目3番4号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
保全管理人 乙 山 花 子	平成 年 月 登記	平成 年 月 日登記
職務分掌の許可	平成 年 月 日	平成 年 月 日
1 保全管理人乙山花子が分掌する職務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
(1) 訴訟に関する事務	平成 年 月 日	平成 年 月 日
(2) その他法的手続に関する事務		
2 保全管理人甲野太郎及び保全管理人乙山花子が分掌する職務を除くその他の保全管財人の事務については共同してその職務を行う。	平成 年 月 日登記 平成17年 8月 8日 東京地方裁判所の決定	平成 年 月 日登記 平成 年 月 日 平成 年 月 日登記

(3) 管財人が複数ある場合で単独職務執行の許可があった場合
社員欄又は役員欄

東京都中央区築地六丁目20番6号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
管財人 甲 野 太 郎		

	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
管財人甲野太郎の単独職務執行の許可	平成 年 月 日	平成 年 月 日
東京都港区芝一丁目3番4号 管財人 乙山花子	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日
管財人乙山花子の単独職務執行の許可	平成17年 8月 8日 東京地方裁判所の決定	平成 年 月 日
	平成17年 8月10日登記⑩	平成 年 月 日登記

(4) 管財人が複数ある場合で職務分掌の許可があった場合
社員欄又は役員欄

東京都中央区築地六丁目20番6号 管財人 甲野太郎	平成 年 月 日	平成 年 月 日
職務分掌の許可	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
1 管財人甲野太郎が分掌する職務 (1) 管財人乙山花子が分掌する職務を除く常務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
(2) 営業に関する事務 (3) 銀行取引に関する事務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
2 管財人甲野太郎及び管財人乙山花子が分掌する職務を除くその他の管財人の事務については共同してその職務を行う。	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
東京都港区芝一丁目3番4号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
	平成 年 月 日	平成 年 月 日

管財人 乙山花子	平成 年月登記	平成 年月日登記
職務分掌の許可	平成 年月日	平成 年月日
1 管財人乙山花子が分掌する職務		
(1) 訴訟に関する事務	平成 年月日登記	平成 年月日登記
(2) 再生債権の調査及び認否	平成 年月日	平成 年月日
(3) その他法的手続に関する事務		
2 管財人甲野太郎及び管財人乙山 花子が分掌する職務を除くその余 の管財人の事務については共同し てその職務を行う。	平成 年月日登記 平成17年 8月 8日 東京地方裁判所の決定 平成17年 8月10日登記④	平成 年月日登記 平成 年月日 平成 年月日登記

9 外国倒産処理手続（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第9条第2項、平成13年民商第768号通達）

- (1) 保全管理人が複数ある場合で単独職務執行の許可があった場合
社員欄又は役員欄

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律により下記の者による業務及び財産の管理を命ずる。	平成 年月日	平成 年月日
東京都中央区築地六丁目2・0番6号	平成 年月日登記	平成 年月日登記
保全管理人 甲野太郎	平成 年月日	平成 年月日
保全管理人甲野太郎の単独職務執行の許可	平成 年月日登記	平成 年月日登記
東京都港区芝一丁目3番4号	平成 年月日	平成 年月日
保全管理人 乙山花子	平成 年月日登記	平成 年月日登記
保全管理人乙山花子の単独職務執行の許可	平成17年 8月 8日 東京地方裁判所の決定 平成17年 8月10日登記④	平成 年月日 平成 年月日登記

(2) 保全管理人が複数ある場合で職務分掌の許可があった場合
社員欄又は役員欄

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律により下記の者による業務及び財産の管理を命ずる。	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
東京都中央区築地六丁目20番6号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
保全管理人 甲野 太郎	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
職務分掌の許可	平成 年 月 日	平成 年 月 日
1 保全管理人甲野太郎が分掌する職務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
(1) 保全管理人乙山花子が分掌する職務を除く常務	平成 年 月 日	平成 年 月 日
(2) 営業に関する事務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
2 保全管理人甲野太郎及び保全管理人乙山花子が分掌する職務を除くその他の保全管理人の事務については共同してその職務を行う。	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
東京都港区芝一丁目3番4号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
保全管理人 乙山 花子	平成 年 月 登記	平成 年 月 日登記
職務分掌の許可	平成 年 月 日	平成 年 月 日
1 保全管理人乙山花子が分掌する職務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
(1) 訴訟に関する事務	平成 年 月 日	平成 年 月 日
(2) その他法的手続に関する事務		
2 保全管理人甲野太郎及び保全管	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記

理人乙山花子が分掌する職務を除くその余の保全管財人の事務については共同してその職務を行う。	平成17年 8月 8日 東京地方裁判所の決定 平成17年 8月10日登記㊞	平成 年 月 日 平成 年 月 日登記
---	---	------------------------

(3) 承認管財人が複数いる場合で単独職務執行の許可があった場合
社員欄又は役員欄

東京都中央区築地六丁目20番6号 承認管財人 甲野太郎	平成 年 月 日 平成 年 月 日登記 平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日登記 平成 年 月 日
承認管財人甲野太郎の単独職務執行の許可	平成 年 月 日登記 平成 年 月 日	平成 年 月 日登記 平成 年 月 日
東京都港区芝一丁目3番4号 承認管財人 乙山花子	平成 年 月 日登記 平成17年 8月 8日	平成 年 月 日登記 平成 年 月 日
承認管財人乙山花子の単独職務執行の許可	東京地方裁判所の決定 平成17年 8月10日登記㊞	平成 年 月 日登記 平成 年 月 日

(4) 承認管財人が複数いる場合で職務分掌の許可があった場合
社員欄又は役員欄

東京都中央区築地六丁目20番6号 承認管財人 甲野太郎	平成 年 月 日 平成 年 月 日登記 平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日登記 平成 年 月 日
職務分掌の許可	平成 年 月 日 平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日
1 承認管財人甲野太郎が分掌する職務	平成 年 月 日登記 平成 年 月 日	平成 年 月 日登記 平成 年 月 日
(1) 承認管財人乙山花子が分掌する職務を除く常務	平成 年 月 日 平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日
(2) 営業に関する事務	平成 年 月 日登記 平成 年 月 日	平成 年 月 日登記 平成 年 月 日

(3) 銀行取引に関する事務	平成 年 月 日	平成 年 月 日
2 承認管財人甲野太郎及び承認管 財人乙山花子が分掌する職務を除 くその余の承認管財人の事務につ いては共同してその職務を行う。	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
東京都港区芝一丁目3番4号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
承認管財人 乙 山 花 子	平成 年 月 登記	平成 年 月 日登記
職務分掌の許可	平成 年 月 日	平成 年 月 日
1 承認管財人乙山花子が分掌する 職務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
(1) 訴訟に関する事務	平成 年 月 日	平成 年 月 日
(2) 債務者の日本国内における業 務及び財産の調査	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
(3) その他法的手続に関する事務	平成 年 月 日	平成 年 月 日
2 承認管財人甲野太郎及び承認管 財人乙山花子が分掌する職務を除 くその余の承認管財人の事務につ いては共同してその職務を行う。	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
	平成17年 8月 8日	平成 年 月 日
	東京地方裁判所の決定	
	平成17年 8月10日登記⑩	平成 年 月 日登記

10 会社更生法（会社更生法第258条第5項、平成15年民商第936号通達を変更）
役員欄

(1) 保全管理人が1名の場合

会社更生法により下記の者による会 社の業務及び財産の管理を命ずる。	平成 年 月 日	平成 年 月 日
東京都中央区築地六丁目20番6号	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
保全管理人 甲 野 太 郎	平成17年 8月 8日	平成 年 月 日
	東京地方裁判所の決定	

(2) 保全管理人が複数ある場合で単独職務執行の許可があった場合

会社更生法により下記の者による会 社の業務及び財産の管理を命ずる。	平成 年 月 日	平成 年 月 日
東京都中央区築地六丁目20番6号	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
保全管理人 甲野太郎	平成 年 月 日	平成 年 月 日
保全管理人甲野太郎の単独職務執行 の許可	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
東京都港区芝一丁目3番4号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
保全管理人 乙山花子	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
保全管理人乙山花子の単独職務執行 の許可	平成17年 8月 8日	平成 年 月 日
	東京地方裁判所の決定	
	平成17年 8月10日登記㊪	平成 年 月 日登記

(3) 保全管理人が複数ある場合で職務分掌の許可があった場合

会社更生法により下記の者による会 社の業務及び財産の管理を命ずる。	平成 年 月 日	平成 年 月 日
東京都中央区築地六丁目20番6号	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
保全管理人 甲野太郎	平成 年 月 日	平成 年 月 日
職務分掌の許可	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
1 保全管理人甲野太郎が分掌する 職務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
(1) 保全管理人乙山花子が分掌す	平成 年 月 日	平成 年 月 日

る職務を除く常務		
(2) 営業に関する事務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
2 保全管理人甲野太郎及び保全管 理人乙山花子が分掌する職務を除 くその余の保全管理人の事務につ いては共同してその職務を行う。	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
東京都港区芝一丁目3番4号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
保全管理人 乙 山 花 子	平成 年 月 登記	平成 年 月 日登記
職務分掌の許可	平成 年 月 日	平成 年 月 日
1 保全管理人乙山花子が分掌する 職務	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
(1) 訴訟に関する事務	平成 年 月 日	平成 年 月 日
(2) その他法的手続に関する事務		
2 保全管理人甲野太郎及び保全管 理人乙山花子が分掌する職務を除 くその余の保全管財人の事務につ いては共同してその職務を行う。	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
	平成17年 8月 8日	平成 年 月 日
	東京地方裁判所の決定	
	平成17年 8月10日登記⑩	平成 年 月 日登記